

令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動等要件整理表

【離職、廃業、休業等（就労を目指すかた）の求職活動等要件】

- ①（申請時等）公共職業安定所等への求職申込み
- ②自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤プランに沿った活動（家計相談等への参加など）

【休業等（事業再生等を目指すかた）の求職活動等要件】

- ⑥（申請時等）経営相談先への相談申込み
- ⑦自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ⑧経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ⑨給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑩プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1～3か月	4～6か月	7～9か月
<ul style="list-style-type: none"> ・離職、廃業 ・休業等（就労を目指すかた） 	①、②、③、④、⑤	①、②、③、④、⑤	①、②、③、④、⑤
<ul style="list-style-type: none"> ・休業等（事業再生等を目指すかた） 	⑥、⑦、⑧、⑨、⑩	⑥、⑦、⑧、⑨、⑩	